

## 【特別区民税・都民税（森林環境税）】税証明の郵送請求方法

**区民税・都民税の課税・非課税証明書(所得証明書)または納税証明書が必要な方は次の①～③ (④) を下記あて先にお送りください。**

①	申請書	右の申請書をご利用ください。 この申請書がプリントできない場合は右記必要事項を便せん・白紙等にご記入のうえ、申請書を作成ください。	
②	手数料	1通につき300円、必要通数合計額の定額小為替(ていがくこがわせ)を郵便局で購入の上同封ください。定額小為替は発行日より6ヶ月以内のものを、何も記入しないでお送りください。 なお現金(現金書留)も受け付けます。	
③	<b>返信用封筒</b>		
返送先はご本人の住所(住民登録地)のみです。		封筒にあて先、氏名をご記入のうえ切手を貼ってください。 7通まで110円(定型普通郵便)、8～16通で180円(定形外普通郵便)です。 速達、書留等をご希望の場合は封筒にその旨をご記入のうえ、その分の切手を貼ってください。レターパックも対応します。 同住所の親族(夫・妻 親子等からの申請はひとつの封筒で結構です。その際 返信用封筒のあて先は連名でご記入ください。(申請書は1人につき1枚必要です)	
④	本人確認書類の写し	<b>江東区から転出した先でさらに転居や転出した方や氏名に変更があった方のみ必要です。</b>  マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等のコピーを同封ください。	

### 納税証明書をご請求の方へ

住民税納付方法が普通徴収(個人納付)の方が最近(10日以内)に納めた納税額が反映されていないことがあります。納税額を反映させるときは領収書(口座振替の方は通帳の引き落としページのコピー)を同封してください。領収書は納税証明書とともに返却いたします。

**※必ず証明年度等を提出先にご確認のうえご請求ください。年度・証明の種類・通数等を誤って請求された場合、交換・返金はできませんのでご注意ください。**

《お問合せ先》 江東区役所 課税課 課税第二係 (区役所5階3番窓口)  
☎ 03-3647-8004 (課税第二係直通)

【あて先】

〒135-8383

江東区東陽4-11-28

江東区役所 課税課 証明担当



点線部分を切り取り、郵送する際にご利用ください。

## 特別区民税・都民税（森林環境税）証明書交付申請書（郵送用）

江東区長殿 下記のとおり請求します 年 月 日

該当する□に✓(チェック)印をつけてください

①現在の住所		
フリガナ		
氏名		
生年月日	明・大・昭・平・西暦	年 月 日
電話番号	(日中連絡可能な電話番号)	
証明する年度	証明書の種類	必要通数
記入した年度の前年1月から12月までの所得等の証明になります。 <b>(例) 令和7年度の証明</b> 	所得証明書= (非) 課税証明書です。 納税証明書には課税証明書と同じく、所得内容・金額、控除内容の記載があります。	1通300円
□平成 □令和 年度	□(非) 課税証明書 □ 納税証明書	通
□平成 □令和 年度	□(非) 課税証明書 □ 納税証明書	通
□平成 □令和 年度	□(非) 課税証明書 □ 納税証明書	通
□ 控除欄を省略する(通常「省略なし」の証明が必要です。✓を付ける方は必ず提出先にご確認ください)		
証明する年度の 1月1日の江東区住所	□①の住所と同じ	
使用目的	□ 都営(公営)住宅	□ 高等学校等就学支援金制度
	□ シルバーパス	□ 出入国在留管理局提出・法務局提出
	□ 年金の申請	□ 医療費助成手続き・自立支援手続き
	□ 保育園・幼稚園手続き	□ 健康保険証関係・扶養の申請・報告等
	□ 児童手当関連	□ 金融機関提出(住宅ローン審査など)
	□ 奨学金の手続き	□ その他( )